令和7年度

津軽北部二期農業水利事業

砂山幹線排水路改修付帯工事

特別仕様書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

#### 第1章 総則

津軽北部二期農業水利事業砂山幹線排水路改修付帯工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

#### 1. 目的

本工事は、国営津軽北部二期土地改良事業変更計画に基づき、砂山幹線排水路の護岸を整形するものである。

#### 2. 工事場所

青森県つがる市稲垣町沼館田光地内他

#### 3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

水路延長 L=3,600.00m

施工始点測点 No. 0+0.00施工終点測点 No. 72+0.00

内 訳

護岸整形工 V= 1,700m³ 工事用道路(右岸側) L=3,223.23m 工事用道路(左岸側) L=3,527.69m

## 4. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

#### 1. 工程制限

借地範囲に係る部分の工事用道路及び転回場は、稲刈り後からでなければ造成できない。

#### 2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 90 日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

#### 3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れるよう余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 199 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙-2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期:契約締結の日から令和8年3月25日(工事完了期限日)まで

#### 4. 現場技術員

本工事には、共通仕様書第 1 編 1-1-9 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

## 第4章 現場条件

#### 1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

#### 2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

砂山幹線排水路 (その1) 工事 (施工期間 令和6年10月1日~令和8年3月10日) 砂山幹線排水路 (その2) 工事 (仮称) (施工予定期間 令和7年10月1日~令和8年3月10日) 下車力幹線排水路 (その9) 工事 (仮称) (施工予定期間 令和7年8月1日~令和8年3月10日)

#### 3. 第三者に対する措置

#### (1) 騒音及び振動対策

騒音及び振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

#### (2) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有するものとする。
- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	期間	昼夜別	交代要員の有無
防雪柵	1名/日	護岸整形作業	昼間	無

## (3) 交通対策

工事資材等の運搬において、他の交通に支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。また、公共道路の使用にあっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

#### 4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第 1 編 1-1-42 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

## 5. 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第 1 編 1-1-34及び 3-2-2 に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理 者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

#### 第5章 指定仮設

#### 1. 工事進入路

工事進入路は、県道 184 号線から市道「福富緑川線・出崎機場線」〜農道「掛橋線・清川 2 号線」 〜農道「牡丹田線」を使用しなければならない。なお、冬期間、積雪や吹き溜まりにより進入経路を 変更せざるを得ない場合には、監督職員と協議するものとする。

また、市道「福富緑川線・出崎機場線」〜農道「掛橋線・清川2号線」〜農道「牡丹田線」の区間 は道路管理者による除雪対象外である。

#### 2. 工事用道路

(1) 受注者は、図面に基づき、砂山幹線排水路右岸の管理用道路を利用して工事用道路を整備するものとする。なお、一般の通行に支障を来たさないよう、敷鉄板の盗難に遭わないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず工事用道路の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) No. 69+28. 57~No. 72+0. 00 の補修に当たっては、関連工事で整備した工事用道路を使用するものとする。
- (3) 工事進入口は下記の通り考えている。
  - ・水路左岸側: No. 2+0.00 付近橋梁 BOX 部
  - ・水路右岸側: No. 2+0.00 付近橋梁 BOX 部及び No. 20+0.00 付近

#### 3. 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次の通りである。

名称	地先名	搬出予定量		備考
建設発生土受入地1	北津軽郡中泊町大字田茂木字若	产田茂木字若 山砂 2,800m3		
建政宪生工文八地 1	宮地内			
建設発生土受入地2	北津軽郡中泊町大字田茂木字若	<b>法圣福</b> 斯	土 1,700m3	
建议先生工文八地 2	宮地内	<b>公田畑刊</b>	1, 100m3	

#### 4. 除雪工

- (1)除雪は、積雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施内容(積雪深、除雪範囲、除雪方法等)を報告するものとする。
- なお、除雪工は実績により変更する。
- (2) 除雪時は、田や道路脇に砂利が混入しないよう作業を実施するものとする。
- (3) 排雪先は各進入路脇及び工事用地内を想定しているが、排雪スペースの不足等により工事用地外への排雪が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下、「工事用地等」という。)は、別図 -1に示すとおりである。

#### 2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙-3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき 使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、 紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (5) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

#### 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難い場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法(平成30年5月30日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JISマーク表示認証工場)での製造品とする。

(1) 砕石はクラッシャラン C-20 とする。

## 2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して

承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
砕石類	試験成績表、粒度分析表
山砂	試験成績書、土砂採取に係る関係 法令の許認可書の写し
土木シート	カタログ

## 3. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
山砂	山砂 クッション用	
砕石類	クラッシャラン C-20	つがる市
敷鉄板	t=22mm	つがる市

#### 4. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。(採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画認可書、森林法第 10 条の 2 による林地開発許可書)

## 第9章 施工

- 1. 一般事項
- (1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

## (2) 検測または確認 (施工段階確認)

ア. 本工事の施工段階確認は下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の 指示により変更する場合がある。

イ. 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、 これに応じなければならない。

	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
共	指定仮設工	延長、幅	設置完了時点	_	
通	(工事用道		で1箇所		
事	路)				

#### 2. 建設資材廃棄物等の現場内等利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本現場内で利用可能か否か検 討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び適切な保 管を行うものとする。

## 3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
<sub>T.</sub>	① 仮設	仮設工事	□手作業
工程ごとの	① / 汉政	■有 □無	■手作業・機械作業の併用
ح ا	② 土工	土工事	□手作業
D 1/1:		■有□無	□手作業・機械作業の併用
『F   業	③ 基礎	基礎工事	□手作業
作業内容及び解体方法	<b>少</b>	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
及	④ 本体構造	本体構造の工事	□手作業
び	1	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
体	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
方   法	一	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
14	⑥ その他	その他の工事	□手作業
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用

## 4. 建設資材廃棄物等の搬出

#### (1)建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
廃プラスチック (土木シート)	(株)新岡組	北津軽郡鶴田町大字廻堰	7:30~16:30	再資源化施
木くず	(1本) 利川叫州丘	字大沢 81-188	7.30 -10.30	設業者

#### 5. 土工

- (1)掘削土は、原則、建設発生土受入地へ搬出しなければならない。なお、盛土への流用の可否については、監督職員と協議するものとする。
- (2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- (3) 法面の崩落により施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

#### 6. 護岸整形工

(1)図面に基づき、水路法面の堆積土砂を掘削し撤去する。法面掘削に伴う草、雑木等は、刈払いし、

集積するものとする。

なお、草、雑木等の処分については、実績により変更する。

(2) 水路右岸側 No. 15+18. 50~No. 19+0. 00 に防雪柵が設置されているため、防雪柵を一時撤去・再設置して法面掘削作業を行うものとする。

## 7. 土木シート

資材等仮置き場として使用する耕地部及び工事用道路下については、土木シートを敷設するものとする。撤去時は、ほ場に飛散した耕作の支障となる砕石等を全て撤去しなければならない。

#### 8. 道路補修

水路護岸整形が完了した後、次の測点間において道路補修を行うものとする。

(水路左岸側)

• No. 0+14. 00~No. 2+27. 50 (113. 50m)、No. 2+39. 00~No. 47+33. 70 (2, 244. 70m)、No. 48+12. 07~No. 53+17. 48 (255. 41m)、No. 53+27. 27~No. 69+15. 13 (787. 86m)、No. 69+23. 78~No. 72+0. 00 (126. 22m) (水路右岸側)

・No. 3+2. 20~No. 15+18. 50 (616. 30m)、No. 19+0. 00~No. 47+26. 69 (1, 426. 69m) ※No. 0+5. 00~No. 2+34. 00 及び No. 48+3. 58~No. 69+15. 09 は敷鉄板敷設区間

#### 9. 原形復旧工

既設水路の復旧は、撤去材を再利用するため、慎重に撤去しなければならない。また、受注者の責によらず再利用が困難であることが認められる場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を 行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

## (2)機器等の導入

ア. 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ. 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ア. 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像と して同時に記録してもよいこととする。
- イ.本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」 及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記ア. に示す黒板情報の 電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」 には該当しないものとする。
- ウ. 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\_digital.html) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5)費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する 費用に含まれる。

## 第11章 情報化施工技術の活用について

#### 1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事(受注者希望型)である。

#### 2. 協議·報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場 条件の変更による変更施行計画書の提出を含む。)までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実 施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

#### 3. 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

#### 4. 貸与資料

基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、 必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	平成 29 年度 砂山幹線排水路実施設計業務 報告書	
2	令和 2年度 砂山幹線排水路他補足設計業務 報告書	
3	令和 6年度 砂山幹線排水路他補足設計業務 報告書	
4	図面の CAD データ	

#### 5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 TS 等光波方式等を準備しなければならない。

#### 6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。

#### 7. 情報化施工技術の活用に要する費用

- (1)情報化施工技術の活用に要する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。
- (2)受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

## 第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりであるが、両者協議の上軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- 1. 現地精査により数量に変更が生じた場合
- 2. 土質、地質が異なった場合
- 3. 現場条件等により構造及び工法、材料に変更が生じた場合
- 4. 地下埋設物(埋蔵文化財含む)が出現した場合
- 5. 監督職員が歩掛調査等を指示した場合
- 6. 異常出水又は流入水の増加が生じた場合
- 7. 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- 8. 転回場が必要となった場合
- 9. 第13章6. (1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)に基づく確認により変更が生じた場合
- 10. 関連工事に変更が生じた場合
- 11. その他

#### 第13章 その他

- 1. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について
- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に 資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

#### 2. 契約後 VE 提案

#### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) VE提案の意義及び範囲

- ア. VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- イ. ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
  - (ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
  - (イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
  - (ウ)競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工 方法等の変更の提案

#### (3) VE提案書の提出

- ア. 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書(共通仕様書 様式 6-1~
  - 4) に記載し、発注者に提出しなければならない。
- (ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- (イ) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- (ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- (オ)工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
- (カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- イ.発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ウ. 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- エ. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) VE 提案の適否等

ア. 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面(共通仕様書 様式6-5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるも

のとする。

- イ.また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- ウ. VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- エ. 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2 (設計図書の変更に係る受注者の提案) の規定に基づくものとする。
- オ. 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- カ. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下、「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
- キ. VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、 発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- ク. 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。 VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記力. のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

### (5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

## (6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

## 3. 入札後契約前VE提案

工事請負契約書第 18 章の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

#### 4. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2部

#### 5. 主任技術者等の専任期間

(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「合格通知書」における日付)とする。

#### 6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議(工程確認会議)

工事着手(準備を含む)前および新工種発生時等、受発注間において、現場代理人・受注会社幹部及び事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

#### (3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部及 び事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等につ いて高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課 題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

## (4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな 影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な 解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部及び事務所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協 議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代 理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ 記録簿(共通仕様書 様式-42) に記録し、相互に確認するものとする。

#### 7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

#### ア. 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

#### イ. 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### ウ. 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日※1 ÷ 工期

- (3)受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の測定方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が 公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数<sup>※2</sup>

- ※1 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。
- ※2 補正係数:1.2

## 8. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(トイレ・更衣室)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2)ア(ア)~(カ)の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

## ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)~(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、(シ)~(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目で あり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式 (洋風) 便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (ウ) 臭い逆流防止機能

- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (才) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を 5 kg 以上とする)

## 【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- (ス) 擬音装置(機能を含む)
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

#### イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)  $\sim$  (カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)  $\sim$  (チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算 上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

#### 9. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2)以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備
	イ 緑化・花壇

	ウ	ライトアップ施設
	エ	見学路及び椅子の設置
	オ	昇降設備の充実
	カ	環境負荷の低減
営繕関係	ア	現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
	1	労働宿舎の快適化
	ウ	デザインボックス (交通誘導警備員待機室)
	エ	現場休憩所の快適化
	オ	健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)
	イ	盗難防止対策 (警報器等)
地域連携	ア	地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む)
	イ	完成予想図
	ウ	工法説明図
	工	工事工程表
	オ	デザイン工事看板(各工事PR看板含む)
	カ	見学会等の開催(イベント等の実施含む)
	キ	見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営
	ク	パンフレット・工法説明ビデオ
	ケ	社会貢献

#### 10. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定 される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年 末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29 日から1月3日までの6日間、8月を挟む 工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一 時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態

をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
  - 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
  - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況 の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教 育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
  - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に 応じて受注者からの聞き取り等を行う。
  - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記 2) の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
  - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注 者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務 費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うもの とする。

#### 1) 補正係数

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率
	J	28.5% (8日/28日) 以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

## 2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、 発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条 の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達 成した場合は、上記1)に示す補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成で きない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

## 11. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」)の発行を行う工事である。

- 12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について
  - (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2)発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。) を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6)発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事 積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計 額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金 額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置 を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。) は変更積算 のみに適用する。
- (2)受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、 協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

#### 14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費

準備費:伐開・除根・除草費

- (2)発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を 提示する。
- (3)受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内 訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置 を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

#### 16. 部分払いについて

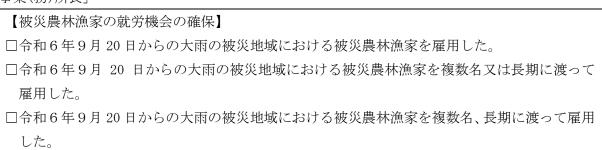
本工事において、中間前金払いに代わり、既済部分払いを選択した場合には、短い間隔で出来高に 応じた部分払いや、設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによ って、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙-4「出来高部分払方式実施要 領」に基づき行うものとする。

- 17. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁

家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

#### [事業(務)所長]



#### 第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

# 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 土工				
(1)掘削工	護岸整形工(No. 0~ No. 72)			
掘削	粘性土,バックホウ山積 0.8m3(平積0.6m3)	m3	1, 700	
土砂等運搬	粘性土・法面掘削土	m3	1,700	
整地	粘性土、建設発生土受入地 2	m3	1, 700	
2. 道路復旧工				
(1)道路補修工	左岸: No. 0+14~No. 72, 右岸: No. 3+2. 2~No. 47+26			
工事用道路補修	クラッシャラン C-20	路線	1	
(2)防雪柵	撤去・再設置No. 15+18. 50 ~No. 19+0. 00			
防雪柵	撤去・再設置	m	181. 5	
3. 水路復旧工				
(1)プレキャスト水路工				
鉄筋コンクリートベンチフリューム	BF250, 撤去・再設置	m	0.8	
鉄筋コンクリートベンチフリューム	BF350, 撤去・再設置	m	0.8	
鉄筋コンクリートベンチフリューム	BF400, 撤去・再設置	m	2.3	
4. 仮設工				
(1)仮設道路工	水路右岸側, No. 48+3. 58~ No. 69, 工事用道路, 転回場			
安定シート	*゚リプ ¤ピレン織布 0.37mm,980N/5cm,借地部	m²	7, 110	
殼運搬	廃棄プラスチック(土木 シート), 積込含む	m3	2.0	
産業廃棄物処分	廃棄プラスチック(土木 シート)	m3	2.0	
購入土路床	山砂	m3	2,800	
掘削	砂質土	m3	2,800	
積込(ルーズ)	砂質土	m3	2,800	
土砂等運搬	砂質土	m3	2,800	
整地		m3	2,800	

## 別紙一1

# 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
敷鉄板	t=22mm,工事用道路・退避 所・隅切	m²	3, 960	
敷鉄板	t=22mm, 転回場, 土砂撤去区間分(No. 0+5. 000~)含む	m²	390	
(2)安全費				
交通誘導警備員	交通誘導警備員 B	人	9	
(3)既設水路保護工	No. 1+11. 96~ No. 2+8. 58, L=46. 6m			
側溝蓋	ラワン合材(参考),幅 0.91m,t12mm,長さ1.82m	枚	26	
殼運搬	ラワン合材(参考), 積込含 む	m3	0. 5	
産業廃棄物処分	ラワン合材(参考)	m3	0.5	
(4)既設水路保護工	No. 49+38. 78∼ No. 52+34. 80, L=153m			
側溝蓋	ラワン合材(半割加工)(参考), 幅0.45m,t12mm,長さ1.82m	枚	84	
殼運搬	ラワン合材(参考), 積込含 む	m3	2.0	
産業廃棄物処分	ラワン合材(参考)	m3	2.0	
(5)除雪工				
除雪	工事用道路、進入路 (つがる市 市道・農道)	m3	25, 800	
5. その他				
(1)運搬費				
共通仮設(積上げ)				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	

## 工期通知書

令和○○年○○月○○日

(分任)支出負担行為担当官 ○○○○ 様

> 住所 商号又は名称 氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	
工事場所	
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期 から
	(○○○日間)
	令和 年 月 日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

## 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
  - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国(以下「発注者」という。)が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
  - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地(以下「仮設用地」という。)として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。 ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって 行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に 支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
  - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
  - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

- ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。
- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
  - ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
  - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
  - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を 受け又は協議して処理するものとする。

別添

## 出来高部分払方式実施要領

#### 1 目的

部分払における出来高部分払方式(以下「本方式」という。)は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

#### 2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例(平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知)別表1(第3条関係)に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

## 3 設計 • 積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

## 4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合:掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合:送付資料

#### (記載例)

(○) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払 方式」を採用する。

#### ② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の内の文を記載するものとする。

(記載例)

#### 第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

#### (2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の 請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。 なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区 切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について 部分払請求の上限回数=工期/90(端数は切捨てとする。)
- ③ 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約の工事請負契約書第42条 第3項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数=各会計年度の工期/90(端数は切捨て とする。)

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

### 5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

- ※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請 負契約書第41条によるものとする。
- (2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

#### 工事請負契約書

(前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限 とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契 約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、 請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、 当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずる ことができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものと みなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
- 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項 の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上(ただし、工期270日以下の工事については、61日以上)経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前 払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以 内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し 引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請 負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲 内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項か ら第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その 未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間につい て、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律 第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定さ れた率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
  - ※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の()内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

#### (保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさら に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更 後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、 保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

- 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注 者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- (3) その他

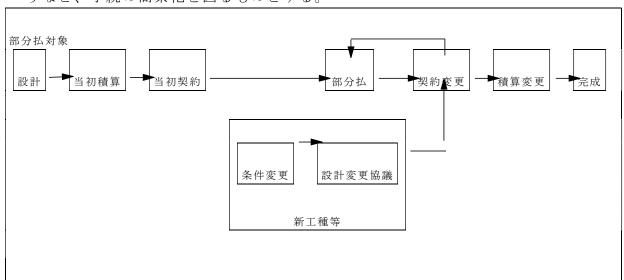
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1~4を参考として実施するものとする。

#### 6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成 (請負代金相当額の算出)

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の内の文を記載するものとする。

#### (記載例)

- (○) 一次下請業者への支払いについて
  - 一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の 手形で行うものとする。

#### 7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

#### 8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

#### 9 検査

## (1) 検査職員

検査を行う職員(以下「検査職員」という。)の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査(既済部分、完成、中間技術)(以下「各検査」という。)の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

## (2) 検査の実施

## ① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について(平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知)等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるもの については、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代 替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出 対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する ものとする。

## ② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

## ③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。 なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が 図られる。

## 附則

本要領は、平成21年4月1日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

前払金請求書

¥

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定 に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること 又は工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債 工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中 間年度の場合については、工期が61日以上経過)していることについて、発注 者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発 注者に提出すること。

- ※ 前払金請求書(全体請求書40%以内)は契約原本として保管。別紙2及び3 は、支払に使用。
- ※ 前払金保証書は1回作成する。(2回作成する必要はない。)

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

## 前 払 金 請 求 書 (I)

¥ (工事請負契約書第35条第4項の請求金額)

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

	指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

## 前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前払金請求額 ¥
- 3. 受領済前払金額 ¥
- 4. 未受領前払金額 ¥

	指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

契約担当官等 殿

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

 出 来 高

 認 定 請 求 書

 工 事 期 間

- 2. 工事場所
- 3.請負代金額 ₹
- 4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料 (出来高報告書、履行報告書等) を添付すること。 (請 負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)の場合)

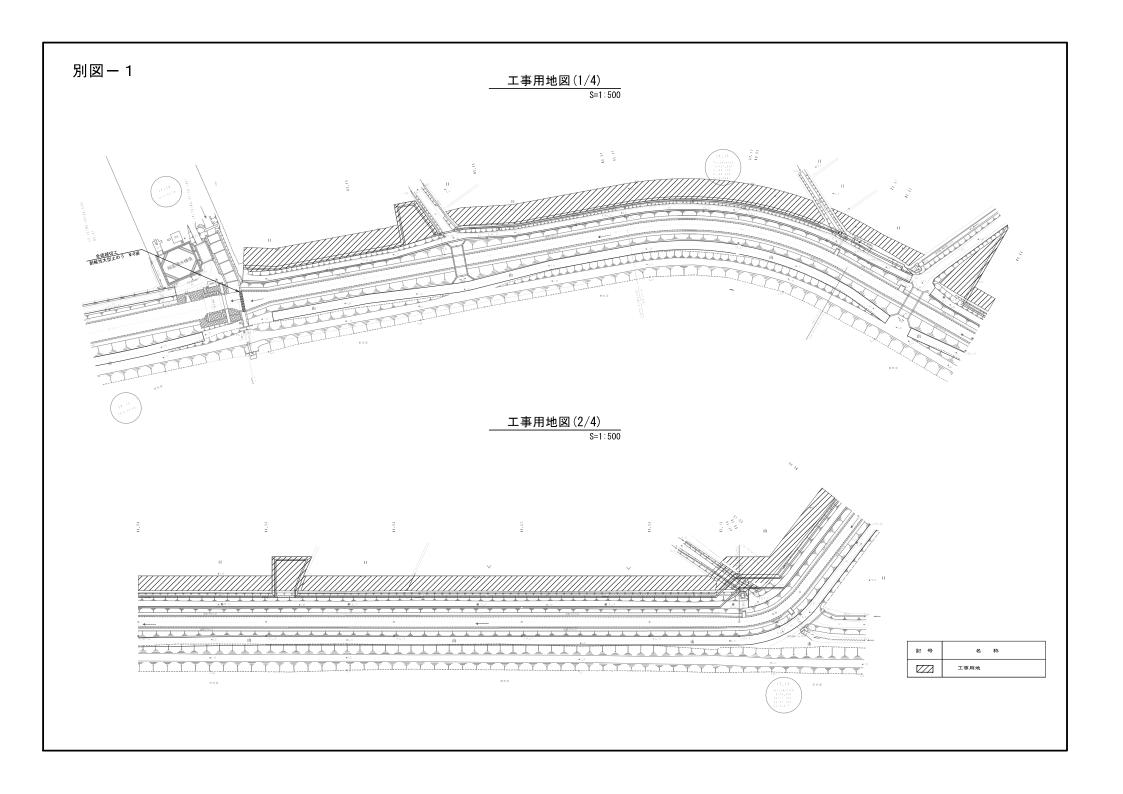
認定通知書

上記工事について認定したので通知する。

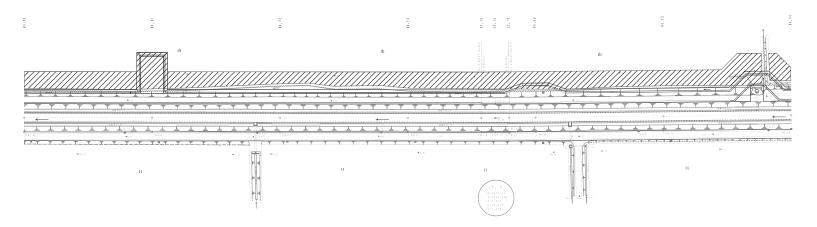
令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

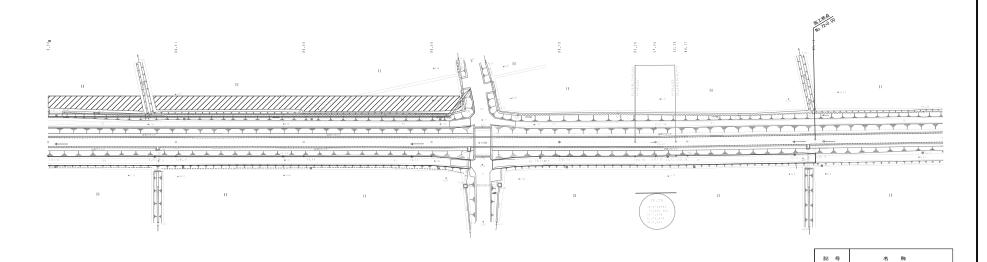


## 工事用地図(3/4)



## 工事用地図(4/4)

S=1:500



# 令和7年度 津軽北部二期農業水利事業 砂山幹線排水路改修付帯工事

## 図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2-1/12	平面縦断図(1/12)	1	
2-2/12	平面縦断図(2/12)	1	
2-3/12	平面縦断図(3/12)	1	
2-4/12	平面縦断図(4/12)	1	
2-5/12	平面縦断図(5/12)	1	
2-6/12	平面縦断図(6/12)	1	
2-7/12	平面縦断図(7/12)	1	
2-8/12	平面縦断図(8/12)	1	
2-9/12	平面縦断図(9/12)	1	
2-10/12	平面縦断図(10/12)	1	
2-11/12	平面縦断図(11/12)	1	
2-12/12	平面縦断図(12/12)	1	
3-1/16	計画横断図(1/16)	1	
3-2/16	計画横断図(2/16)	1	
3-3/16	計画横断図(3/16)	1	
3-4/16	計画横断図(4/16)	1	
3-5/16	計画横断図(5/16)	1	
3-6/16	計画横断図(6/16)	1	
3-7/16	計画横断図(7/16)	1	
3-8/16	計画横断図(8/16)	1	
3-9/16	計画横断図(9/16)	1	
3-10/16	計画横断図(10/16)	1	
3-11/16	計画横断図(11/16)	1	
3-12/16	計画横断図(12/16)	1	
3-13/16	計画横断図(13/16)	1	
3-14/16	計画横断図(14/16)	1	
3-15/16	計画横断図(15/16)	1	
3-16/16	計画横断図(16/16)	1	
4	標準断面図	1	

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備考
5-1/6	仮設平面図(1/6)	1	
5-2/6	仮設平面図(2/6)	1	
5-3/6	仮設平面図(3/6)	1	
5-4/6	仮設平面図(4/6)	1	
5-5/6	仮設平面図(5/6)	1	
5-6/6	仮設平面図(6/6)	1	
計		36	